

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 榛東村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	利子補給	榛東村勤労者住宅建設資金利子補給制度	村内に150㎡以下の専用住宅を新築し、借入額の1%(上限30,000円)の利子補給をする。(新築後3年間)	所得税法に規定する給与所得者であること。	—	利子補給率 借入額の1%	—	1月中	—	産業振興課	0279-54-2211 内線(226)	—	—
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	高齢者住宅改造補修費補助金	高齢者が快適に生活できるための住宅のバリアフリー工事に必要な費用の6分の5(最高50万円)を補助する。	60歳以上の高齢者世帯であること外。	50万円	—	—	—	—	健康保険課	0279-54-2211 内線(149)	http://www.vill.shinto.gu.nma.jp/benri/kourei01.htm	—
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	重度障害児(者)住宅改造費補助事業	障害者(児)に適するように住宅の改善をする場合、必要な費用の6分の5(最高50万円)を補助する。	・村内に居住していること。 ・1～2級下肢体幹障害者又は1級視覚障害者であること。 ・所得税年間12万円以下の世帯。	50万円	—	—	毎年度12月末	—	健康保険課	0279-54-2211 内線(147)	—	—
合併処理浄化槽設置費	助成	榛東村浄化槽整備事業	建売分譲住宅、貸家等を除く専用住宅(戸建住宅)に浄化槽を設置する工事に補助する。(補助金額は浄化槽の大きさに応じて異なるが、金額については右の「限度額」の欄参照)	浄化槽区域(公共下水道認可区域及び農業集落排水施設整備区域を除く区域)に浄化槽を設置する方。ただし、設置者及びその方の属する世帯員全員に村税等の滞納がないこと。	5人槽:14.6万円 7人槽:17.7万円 10人槽:25.2万円	—	—	工事着手前	予算の範囲内	上下水道課	0279-54-2211 内線(152)	—	—
太陽光発電設備設置費	助成	榛東村住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金	村内の自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置している者、又は村内に自ら居住するため太陽光発電システム付き住宅を購入している者に補助する。	・村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は村内に自ら居住するために発電システム付き住宅を購入していること。 ・補助金を受けようとする方及びその方の属する世帯員全員が、村税等を滞納していないこと。 ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。	・村内業者による工事:16万円(50%商業振興券で交付) ・村外業者による工事:8万円	—	—	—	—	住民生活課	0279-54-2211 内線(131)	http://www.vill.shinto.gu.nma.jp/benri/taiyoukou.htm	—
生ごみ処理機設置費	助成	榛東村生ごみ処理容器購入費補助金	生ごみ処理容器を購入した者に補助する。	・購入日及び申請日に村内に住所を有し、かつ、居住していること。 ・購入した生ごみ処理容器を設置し、適正に維持管理できること。 ・堆肥化された生ごみを自ら適正に処理できること。 ・補助金の交付を受けようとする方及びその方の属する世帯員全員が、村税等を滞納していないこと。	3千円	—	—	—	—	住民生活課	0279-54-2211 内線(122)	http://www.vill.shinto.gu.nma.jp/benri/eisei04.htm	—
耐震診断費	助成	榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業	村内に存する木造住宅の耐震診断を受けようとする場合に、村が耐震診断者を派遣する。	・S56.5.31以前に着工された1戸建て住宅又は併用住宅であること。 ・平屋建て又は2階建てであること。 ・派遣対象住宅を所有されている方かつ居住されている方であること。 ・診断者の派遣を受けようとする方及びその方の属する世帯員全員が、村税を滞納していないこと。	—	—	—	6月～11月	予算の範囲内	建設課	0279-54-2211 内線(232)	http://www.vill.shinto.gu.nma.jp/benri/mokuzou_sندان_hoivo.htm	—
耐震改修費	助成	榛東村木造住宅耐震改修補助事業	村内に存する木造住宅を耐震診断の結果に基づき耐震改修を行う者に補助する。	・S56.5.31以前に着工された1戸建て住宅又は併用住宅であること。 ・平屋建て又は2階建てであること。 ・耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満であること。 ・派遣対象住宅を所有されている方かつ居住されている方であること。 ・補助金を受けようとする方及びその方の属する世帯員全員が、村税を滞納していないこと。	・改修費が100万円未満:改修費の5分の1(上限20万円) ・改修費が100万円以上200万円未満:30万円 ・改修費が200万円以上:50万円	—	—	6月～11月 工事着手前	予算の範囲内	建設課	0279-54-2211 内線(232)	http://www.vill.shinto.gu.nma.jp/benri/mokuzou_sندان_hoivo.htm	—